論点メモB

## 「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」について

◎「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」の数についての必要性と監査の質の確保の必要性を両立させるため、別紙のように「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」を位置付ける。

#### (参考)

- ・米英では、試験に合格し、非監査分野での実務経験を経た段階で、公認会計士となり、企業内実務や非監査サービスにおいて活躍。実務経験の例として、公認会計士の指導のもとでの企業内実務、認定された企業における企業内実務がある。
- ・国際教育基準においても、1~7号において会計のプロフェッショナルについて 規定した上で、8号において監査のプロフェッショナルについて規定している。

#### (注)

・「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」もプロフェッショナルとして 職業倫理観を持って活動することが求められる。例えば、インサイダー規制に違 反した場合や、故意に虚偽の財務会計処理を行った場合など、企業内業務におい て資格の社会的信用を著しく傷付けた場合には、懲戒処分により厳格に対処する ことが考えられる。また、公認会計士協会への加入を義務付け、自主規制による 品質管理の対象とすることも必要。

# 論点 1

「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」となるための要件を、①二段階目の試験の合格(注)、②一定の実務経験(監査業界、非監査業界のいずれでも例えば3年間)の終了としてはどうか。

(注) 当面の合格者として、例えば、現状の論文式合格者 2000 人程度を想定

### 論点2

「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」の呼称を「公認会計士」とするか、それとも他の新たな呼称とするか。

公認会計士の呼称を用いた場合、以下について、どう考えるか。

- ・公認会計士の中に監査証明の資格を有する者と有しない者の両方が含まれることは、紛らわしく社会的混乱を引き起こすとの懸念
- 監査証明の資格を有しない者に「公認会計士」という同じ名称を名乗 らせることが適切か。

# 各資格の業務内容等(たたき台)

資格	業務内容	業務独占・名称独占	義務	懲戒処分等
フルスペック の公認会計士	・監査証明業務(1項業務) ・会計業務(2項業務) ・監査業務の補助(3項業務)	・監査証明業務の独占 ・名称独占	・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・CPE( <u>質的強化、義務不履</u> <u>行による登録の自動停止制</u> ) ・協会への加入は強制	・虚偽証明の懲戒処分と課徴金 ・一般の懲戒処分
フルスペック でない会計の プロフェッシ ョナル	・会計業務(2項業務) ・監査業務の補助(3項業務)	• 名称独占	<ul><li>・信用失墜行為の禁止</li><li>・守秘義務</li><li>・CPE(義務不履行による登録の自動停止制)</li><li>・協会への加入は強制</li></ul>	・一般の懲戒処分
公認会計士 (現行法)	<ul><li>・監査証明業務(1項業務)</li><li>・会計業務(2項業務)</li><li>・監査業務の補助(3項業務)</li></ul>	・監査証明業務の独占 ・名称独占	・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・CPE(注2) ・協会への加入は強制	・虚偽証明の懲戒処分と課徴金 ・一般の懲戒処分
会計士補(旧法)	・会計業務(2項業務) ・監査業務の補助(3項業務)	・名称独占	・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・協会への加入は任意	・一般の懲戒処分

<sup>(</sup>注1) 下線部は現行制度からの変更点

<sup>(</sup>注2) CPEの義務は、会計士補が廃止された15年改正により新たに導入

### 公認会計士の業務内容等

業務内容	業務独占又は名称独占	義務	監督・処分
〇1項業務(監査証明業務)	・公認会計士でない者は、他人の求めに	・公認会計士の信用を傷つけるような行	・故意又は相当の注意を怠り、虚偽又は
・他人の求めに応じ報酬を得て、財務書	応じ報酬を得て監査証明業務を営んで	為をしてはならない(法 26)	不当の証明をした場合には、懲戒処分
類の監査又は証明をすることを業とす	はならない (法 47 の 2)	・業務上取り扱ったことについて知り得	(戒告、業務停止、登録抹消) と課徴
<b>న</b>	・公認会計士でない者は、公認会計士の	た秘密を他に漏らしてはならない(法	金の対象 (法 30、31 の 2)
	名称を使用してはならない (法 48)	27)	・公認会計士法若しくは命令に違反した
		・資質の向上を図るための研修を受ける	場合、懲戒処分(戒告、業務停止、登
		ものとする(法 28)	録抹消) の対象(法 31)
〇2項業務(会計業務)	・公認会計士でない者は、公認会計士の	・業務を適正に遂行するよう使用人その	・公認会計士法若しくは命令に違反した
・公認会計士の名称を用いて、他人の求	名称を使用してはならない (法 48)	他の従業者を監督しなければならない	場合、懲戒処分(戒告、業務停止、登
めに応じ報酬を得て、財務書類の調製、		(法 28 の 3) (1 項業務又は 2 項業務の	録抹消)の対象(法 31)
財務に関する調査若しくは立案、又は		場合)	
財務に関する相談に応ずることを業と		・公認会計士は、当然、協会の会員とな	
することができる		る (法 46 の 2)	
○3項業務(監査業務の補助)	・同上		・同上
・他の公認会計士又は監査法人の補助者		〇会計士補(旧法)	
として一項業務に従事することを妨げ		・会計士補の信用を傷つけるような行為	
ない		をしてはならない(旧法 26)	
〇会計士補(旧法)		・業務上取り扱ったことについて知り得	
・会計士補は、公認会計士となるのに必		た秘密を他に漏らしてはならない(旧	
要な技能を修習するため、会計士補の		法 27)	
名称を用いて、1項業務について、公		・会計士補は、協会の会員となることが	
認会計士又は監査法人を補助する ノ		できる(旧法 46 の 2)	

# 諸外国の公認会計士資格取得等に求められる実務経験の内容と名称の使用について

	アメリカ	イギリス	イギリス	ドイツ	フランス
		(ICAEWの場合)	(ACCAの場合)	1 1 7	7 7 2 7
	・公認会計士	• 勅許会計士	• 勅許公認会計士	・経済監査士	・公認会計士
名称	CPA	A. C. A.	ACCA	(Wirtschaftsprüfer)	(expert-comptable)
	(Certified Public	(Associate of the	(Chartered Certified		
	Accountant)	Institute of	Accountant)		
		Chartered			
		Accountants in			
		England and Wales)			
	- 342, 490 人	• 112, 738 人	- 67, 593 人	• 13, 619 人	- 14, 373 人
現状(注)	<ul><li>監査・会計業界:44%</li></ul>	<ul><li>監査・会計業界:31%</li></ul>	・監査・会計業界:29%	・監査・会計業界:100%	・監査・会計業界:100%
	•経済界:39%	▪ 経済界:44%	•経済界:51%		
	▪ 退職者: 7%	▪ 退職者:14%	・公共分野:12%		
	・その他:10%	▪ その他:11%	・その他:8%		
(名称)	· 公認会計士	• 勅許会計士	・勅許公認会計士	・経済監査士	• 公認会計士
	CPA	A. C. A.	ACCA	(Wirtschaftsprüfer)	(expert-comptable)
	(期間)	(期間)	(期間)	(期間)	(期間)
	・資格取得までに1年以	・資格取得までに3年	・資格取得までに3年	・試験受験までに3年	・最終試験(三段階目の試 験)受験までに3年
	│				■次/ 文画次 & CTC U 十
	件が分かれている一部				
	の州では資格取得まで				
	に実務経験の要件はな				
資格					
取得	(内容)	(内容)	(内容)	(内容)	(内容)
要件	・監査業界以外の会計に	・監査業界以外の会計に	・監査業界以外の会計に	・監査補助業務	・会計・監査業界での会計
	関する経験でも可	関する経験でも可	関する経験でも可	(1年は、法定監査対象企	又は監査に関する経験(公
	(公認会計士による証明	(協会が認定した監査事		業の内部監査人又は税	認会計士又は会計監査役
	が必要)	務所・企業等において		理士の業務でも可)	のもとでの経験)が必要
		行うことが必要)			

		±1=1 A =1 1	±1=1== A = 1 .	19 14 FF 1	A - L L
(名称)	・公認会計士	・勅許会計士	• 勅許公認会計士	・経済監査士	・公認会計士
	СРА	A. C. A.	ACCA	(Wirtschaftsprüfer)	(expert-comptable)
		(期間)	(期間)		
	・資格取得要件との区別	・資格取得後、更に2年	・3年(うち2年は、資	・資格取得要件との区別は	・資格取得要件との区別は
	はない		格取得後)	ない	ない
	※資格取得要件と開業要	(内容)	(内容)		
開業	件が分かれている一部	・資格取得要件と同じ	・資格取得要件と同じ		
要件	の州では開業までに 1		(協会が認定した監査事		
	年以上		務所・企業等において		
			行い、会員資格保有者		
			の証明が必要)		
			**************************************		
(A 14)	・公認会計士	• 勅許会計士	• 勅許公認会計士	・経済監査士	• 会計監査役
(名称)	CPA	A. C. A.	ACCA	(Wirtschaftsprüfer)	(Commissaire aux comptes)
	・監査要件の制度はない。	(期間・内容)	(期間・内容)		(期間・内容)
	ただし、監査証明を行	・2年間の監査補助経験	・2年間の監査補助経験	・資格取得要件との区別は	・2年間の監査補助経験が
	うには、資格取得(及	が必要	が必要	ない	必要
監査	び開業)をした上で、				(又は財務、会計、法律に
要件	適切な監査補助経験が				関する15年以上の経験)
×11	必要				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	(一部の州を除き期間の				
	定めはない)				
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				

<sup>(</sup>注) アメリカは、2009 年 8 月現在のAICPA会員の数値。イギリスの人数はイギリス・アイルランドベース、就業分野は全世界ベースの 2008 年 12 月現在の数値。ドイツ及びフランスは 2010 年 1 月現在の数値。